

松前町地域敬老事業費補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、地域の高齢者の長寿を祝うための敬老会（以下「地域敬老事業」という。）を実施する行政区（松前町広報委員設置条例（昭和43年松前町条例第18号）第2条の規定により統括広報委員が設置されている区域の住民の共同体をいう。以下同じ。）及び行政区に設置されている老人クラブ並びに特別養護老人ホーム（老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の5に規定する特別養護老人ホームをいう。）、軽費老人ホーム（同法第20条の6に規定する軽費老人ホームをいう。）、有料老人ホーム（同法第29条第1項に規定する有料老人ホームをいう。）、介護老人保健施設（介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第28項に規定する介護老人保健施設をいう。）及び認知症対応型共同生活介護（同法第8条第20項に規定する認知症対応型共同生活介護をいう。）を行う事業所（以下「行政区等」という。）に対し、町が予算の範囲内において松前町地域敬老事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付することにより、敬老意識の高揚を図り、もって地域共生社会の実現に寄与することを目的とする。

(補助の対象)

第2条 補助対象者は、行政区等とする。

2 補助対象事業は、行政区等が実施する地域敬老事業とする。

(補助金の額)

第3条 補助金の額は、補助対象事業に要する経費の実支出額と地域敬老事業に参加した70歳以上の高齢者の数に1,000円を乗じた額のいずれか少ない額（1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。）とする。

(交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする行政区等は、地域敬老事業費補助金交付申請書兼請求書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、地域敬老事業を実施した日の属する年度の3月31日までに町長に提出しなければならない。

(1) 実績報告書（様式第2号）

(2) 収支決算書（様式第3号）

(3) 事業に要した経費の額を証する書面

(4) 事業に参加した70歳以上の高齢者の人数が分かる書面

(交付決定)

第5条 町長は、前条の規定により交付申請書兼請求書の提出があった場合は、その内容を審査の上、適当と認めたときは補助金の交付を決定し地域敬老事業費補助金交付決定通知書（様式第4号）により、不適当と認めたときはその旨を書面により申請者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第6条 町長は、前条の規定により補助金の交付を決定した申請者に対し、速やかに補助金を交付するものとする。

2 補助金の交付は、前条の規定により補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）が指定する金融機関等の口座に振り込むことにより行うものとする。

(指導監督)

第7条 町長は、補助金の交付に関して、必要に応じて検査し、指示を行い、又は報告若しくは資料の提出を求めることがある。

(交付決定の取消し等)

第8条 町長は、補助事業者が次のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことがある。この場合において、既に補助金を交付しているときは、その全部又は一部の返還を命ずるものとする。

- (1) この要綱の規定に違反したとき。
 - (2) 提出した書類に虚偽の記載があったとき。
 - (3) その他補助事業の実施について不正な行為があったとき。
- (書類の整備及び保管)

第9条 補助事業者は、補助事業の関係書類を整理し、補助事業完了の日の属する年度の翌年度の初日から起算して5年間保管しなければならない。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年6月30日から施行し、同年4月1日以後に実施した地域敬老事業について適用する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。